

ハンモックまたは網だな・帽子掛・押ボタン・寝台灯などを備え、区分寝室には折たたみ洗面器および鏡を、開放寝台および船形寝台には鏡・貴重品入および時計入を備えたものもある。また各上段寝台には昇降用のはしごとおよび寝台からころげ落ちないように安全帯を備えている。

区分寝室式の手車では寝室の入口に寝室標示灯を設けたものがあり、寝室内の乗客が給仕を呼びたい時に室内の押ボタンを押すと、給仕を呼んでいる室がすぐわかるようになっている。

現在国鉄の寝台車には2等寝台車と3等寝台車とがある。

2等寝台はその構造、設備によってA・BおよびCの3クラスに分けてある。Aクラスは区分寝室で、各室には折たたみ洗面器が設けてあり、Bクラスは開放寝室とし、AおよびBクラスはいずれも空気調和装置を取付けてある。Cクラスはこれ以外の寝台であって、区分寝室および開放寝室のものがあるが、いずれも空気調和装置が設備されていない。

3等寝台は寝台数を多くとるため片側を通路とした区分寝室で、寝台を上・中・下の3段に分け、上段および下段は固定、中段は屋間下へ倒して背ずりとする構造としてある。そのほかの設備についてはCクラスの2等寝台とほとんど変りはない。

(林 正造)

しんたいしょうがいしゃりょかくうんちんわりびき 身体障害者旅客運賃割引 身体障害者が単独または介護者とともに旅行する場合に、国鉄線およびこれと連絡運輸の取扱をする社線の旅客運賃について行う旅客運賃割引をいい、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)にもとづくもの。肉体的に障害のある人たちが単独で比較的遠距離を旅行する場合、または単独では旅行できないために介護者とともに旅行する場合に、その経済的負担を軽減し、国の社会政策としての身体障害者福祉事業に寄与することが目的である。

1 身体障害者の範囲

旅客運賃割引の適用を受ける者の範囲は、上記法律第15条第4項の規定によって、身体障害者手帳の交付を受けている者を行い、障害度に応じて、第1種と第2種とに分けている。その範囲はつぎのとおりである。

(1) 第1種身体障害者

つぎにかかげる者および障害度がこれより重い者

ア 両眼の視力がそれぞれ0.06以下の者

イ 両耳の聴力が耳介に近接しなければ大声語を理解し得ない者

ウ 両上肢を中手指関節以上または両下肢をショパール関節以上で失った者

エ 両上肢または両下肢の機能を著しく障害された者

オ 体幹の機能障害により起居、移動の困難な者

カ 前各号の障害の種類を2以上有し、その障害の程度が前各号に準ずる者

(2) 第2種身体障害者

前号以外の者をいう。

2 介護者の範囲

身体障害者と同行し、旅客運賃割引の適用を受ける介護者とは、第1種身体障害者および定期乗車券を使用する12才未満の第2種身体障害者が、旅行する場合に介護する者であって、鉄道係員が介護能力があると認めたものであり、その購求する乗車券の種類・乗車船区間乗車船等級および通用期間が被介護者と同一で、乗車券を被介護者と同時に購求するものでなければ介護者としな。

3 割引乗車券の種類

身体障害者およびその介護者に対して割引の取扱をする乗車券の種類はつぎのとおりである。

(1) 身体障害者に対して発売する割引乗車券

ア 普通乗車券 第1種身体障害者が単独または介護者とともに乗車船する場合、第2種身体障害者が単独で乗車船する場合

イ 定期乗車券 第1種身体障害者および12才未満の第2種身体障害者が介護者とともに乗車船する場合

ウ 回数乗車券 第1種身体障害者が介護者とともに乗車船する場合

(2) 介護者に対して発売する乗車券

身体障害者が(介護者とともに)乗車船する場合に発売する乗車券と同一とする。なお、身体障害者に発売する乗車券と同一種類のものでなければならぬのであるが、定期乗車券にあっては、身体障害者に対して通勤定期乗車券または通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対しては、普通定期乗車券でなければ割引の取扱をしないこととなっている。

4 割引区間

国鉄線および連絡社線の各駅相互間とする。ただし身体障害者が単独で普通乗車券によって乗車船する場合は、国鉄・社の自動車線によっては距離の制限はないが、国鉄・社の鉄道・航路にあっては、普通旅客運賃計算キロ程片道101km以上を乗車船する場合にかぎり割引の取扱が適用される。

5 割引等級および割引率

身体障害者が介護者とともに乗車船する場合には、身体障害者および介護者とも各等(定期乗車券および回数乗車券は2・3等)5割引とする。ただし身体障害者が単独で乗車船する場合は、3等にかぎり5割引となっている。なお小児定期乗車券に対しては旅客運賃の割引をしないが、その介護者に対して発売する普通定期乗車券については5割引とする。

6 旅客運賃割引証

身体障害者が単独で乗車船する場合は、単独用の旅客運賃割引証を、介護者とともに乗車船する場合は介護付用の旅客運賃割引証を乗車券購求の際提出することとなっている。

この旅客運賃割引証は、国鉄において作製し、厚生省および都道府県を経て市区町村または福祉事務所(民生安定所を含む)に配付し、市区町村長または福祉事務所長が、割引証に番号・身体障害者の住所・氏名および年齢・発行年月日を記入して、身体障害者に交付することになっており、その様式はつぎのとおりである。

単 独 用

表

第.....号

身体障害者旅客運賃割引証

(単 独 用)

乗車船区間	駅から駅まで
住 所	
氏 名 及 び 年 齢	(才)
乗車船等級及び割引率	3 等 5 割

昭和 年 月 日 発行

発 行 者

市町村長又は福祉事務所長

(民生安定所長を含む) 氏 名

職印

(発行 駅)

(発行年月日)

(乗車券番号)

12.8cm×9.1cm